平成28年9月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成28年9月5日(月) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成28年9月5日(月) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員 中根信一郎 曹 2番議員 岡野 3番議員 伊藤和子 4番議員 小澤哲夫 5番議員 吉筋惠治 6番議員 中根幸男 7番議員 鈴木托治 8番議員 彰 西田 9番議員 亀 澤 進 10番議員 山本俊康 11番議員 片 岡 健 12番議員 小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長 太田康雄 副町長 鈴木寿一 教育長 比奈地敏彦 総務課長 村松利郎 防 災 監 富田正治 企画財政課長 長 野 了 税務課長 村松達雄 幸田秀一 住民生活課長

保健福祉課長	村 松 成 弘	産業課長	三 浦 強
建設課長	村 松 弘	上下水道課長	高 木 純 一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西 谷 勉 次	会計管理者	小 島 行 雄
監査委員	花 嶋 勇		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

議案第61号 専決処分の報告承認を求めることについて

議案第62号 森町教育委員会委員の任命について

議案第63号 森町教育委員会委員の任命について

議案第64号 森町総合計画の策定等に関する条例について

議案第65号 平成28年度森町一般会計補正予算(第5号)

議案第66号 平成28年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第67号 平成28年度森町病院事業会計補正予算(第2号)

議案第68号 物品売買契約の締結について

認定第 1号 平成27年度森町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成27年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について

認定第 3号 平成27年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第 4号 平成27年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成27年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について

認定第 7号 平成27年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について

認定第 8号 平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定について

認定第 9号 平成27年度森町水道事業会計決算認定について

認定第10号 平成27年度森町病院事業会計決算認定について

<議事の経過>

議長

長 (片岡 健 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年9月、森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、

9番亀澤進君及び10番山本俊康君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月23日までの19日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(片岡 健 君)「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月23日までの19日間に決定しました

日程第3、「報告事項」については、監査委員から例月出納検査の結果について、町長から平成27年度財政健全化判断比率等報告について、第24期株式会社アクティ森計算書類及び第25期事業目標について、建設工事変更請負契約(2件)の締結(専決処分)について、以上、4件の報告が来ております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第4、議案第61号「専決処分の報告承認を求めることについ

て」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第61号「専 決処分の報告承認を求めることについて」提案理由の説明を申し上 げます。

平成28年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の専 決処分でございますが、森町浄化センターの修繕に係る経費の計上 に急を要したため、平成28年8月5日に専決処分を行ったものでご ざいます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,000千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,712千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。 皆さまのお手元に参考資料として、A4一枚裏表印刷のものをお 配りしておりますので、ご覧になりながらお聞きください。

7・8ページ、1款1項2目、下水道施設管理費8,000千円につきましては、森町浄化センターの臭気処理を行う生物脱臭塔故障の修繕に要する費用の計上であります。

続きまして、歳入について申し上げます。

 $5 \cdot 6$ ページ、7 款 1 項 1 目、繰越金8,000千円につきましては、 今回の修繕の財源としての計上であります。

今回修繕が必要となった「浄化センター臭気処理施設」についてでございますが、汚水を処理するための嫌気槽、好気槽等の汚水処理工程で発生する臭気やガスを一箇所に集め、臭気やガスを除去して浄化センターの外に排出するための施設で、生物脱臭塔と活性炭吸着設備の2段階で構成されています。

今回故障した生物脱臭塔は微生物を付着させた担体の層に臭気や

ガスを通すことにより成分を除去する施設であり、微生物を培養するために定期的に散水する必要があります。

事故の経緯でございますが、去る7月25日午前0時13分(7月24日深夜に当たります)に浄化センターの生物脱臭塔の高水位警報が発生し、続いて午前2時7分頃、脱臭機室床排水ピットの高水位警報が発生しました。

浄化センターの管理業務を委託している、株式会社西原環境の社員とともに現地を確認したところ、生物脱臭塔の底板と側板のFRP接合部が破損し、塔内部の水が脱臭機室床に流れ出ていたため、塔内への散水を止めて、通常時は生物脱臭と活性炭により2段階で行っている脱臭処理を活性炭のみに切り替えました。

7月27日、臭気処理施設の製造メーカーである扶桑ユニテック株式会社の社員を交えて現地で故障原因を調査したところ、生物脱臭塔の担体に、1時間ごとに散水している3基の電動弁のうち、一つの散水栓コネクタ部が破断し、散水が止まらない状態となり、塔の排水能力を超える水が塔内に溜まったため、外壁のFRP板の接合部が水圧に耐えられず破損したことが判明しました。

修繕内容としては、破損したFRP板を補修し、電動弁については、故障した1基以外の2基も併せて3基とも交換します。更に、今後も同様の故障が発生した場合に備えるために、塔内の水位が上昇した際にオーバーフローさせるための配管を設置することとしました。

また、一度運用を停止した生物脱臭塔内の微生物の機能を回復するために1箇月程度の期間を要することから、当面活性炭のみによる脱臭となりますが、通常時と比較して活性炭への負荷が非常に大きくなるため、生物脱臭塔が通常どおり使用できるようになるまでの間、活性炭の入替を2回行うことを想定しました。

修繕費8,000千円の内訳としましては、脱臭塔のFRP板及び電動弁の修繕に3,000千円、活性炭の入替に5,000千円であります。

以上が、専決処分に係る平成28年度森町公共下水道事業特別会計

補正予算(第1号)についての概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長

(片岡 健 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君)3点ほど、まずコネクタ部分の破損は、どんな状況で、例えば錆びて破損したのか、負荷がかかって折れたのか。

それから、FRPのプールですけど、もし事故が起きたときに、いっぱいになっても破損しないというか、そういう作りにはなっていなかったということだと思いますけども、その辺はメーカー、何か言っておりますでしょうか。

それから新たに変える部品は、また同じような部品がつくのか。 例えば錆で折れているとなると、8年後にはまた錆びて折れるよう な感じもしますけども。状況、汚水ですので、錆とかそういうもの が発生しやすいと思うんですけども、その辺はどのような材質でや るのか、お答え願います。

議長

上下水道課 長

(片 岡 健 君)上下水道課長。

(高 木 純 一 君) 上下水道課長です。ただいまの質問にお答えをいたします。コネクタ部分の破損の原因でございますけども、議員のおっしゃったように錆によるものなのか、それとも応力の関係で破断したのかが、今ひとつはっきりいたしません。ただし錆の可能性も捨てきれないために、今回部品交換に当たっては、3機交換しますけども、鉄製からステンレス製の錆びないものに交換する予定でございます。

FRPの槽の関係でございますけども、破損したということで、これより強固なものをということでございますけども、FRPの特長といたしまして、軽量であることと、鉄製とか頑丈なものにしますと、かえって槽内が全てあふれてしまう可能性もあるものですから、ある程度破損することで逃げるといいますか、そういったリス

ク管理の仕方もあるのかと思います。そういったところでございま す。以上です。

議 長 (片岡健君)8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君)事故が起こったときに今度は、あふれた水 を逃がす配管をつけるということですが、これによって同じ水位で やると思うんですけども、FRPが耐えられるところにあれを付け ると思いますけども、補修するというのは、人間の体もそうですけ ど手術すると弱くなるというような。その補修は絶対大丈夫でしょ うか。定量の水でも破損しないということでよろしいですか。

議 長

(片岡 健 君)上下水道課長。

上下水道 課

(高木純一 君) ただいまのご質問でございますけれども、 FRP板、補修の関係で強度がどのようになるか、若干はっきりし ない部分もございますけども、メーカーの方と相談しまして、今ま で以上に破損に強いようなかたちにしていただくとお願いしてまい りたいと思っております。

それからオーバーフロー管の方を設置しますけども、これは散水 弁よりも口径が大きなものを設置いたしまして、入ってくる水より も出る水が多いというかたちにして、今回のような、槽の中に水が たまってしまうというようなことを避けるような構造にしたいと考 えております。以上です。

議 長 (片岡 健 君)他に質疑はありませんか。

9番、亀澤進君。

9番議員

(亀澤 進 君) 今の質問と同様の質問になりますけども、 コネクタの腐食が考えられるということで、今回ステンレスに変更 すると。また、オーバーフロー管の設置ということですけども、も ともとこういった設備ということで、腐食が考えられたりとか、槽 の中に水が溜まってしまうとか、こういった想定ができたのではな いかなと考えるわけで、特に公共の設備ですので、本来あるべくオ ーバーフロー管、また他に安全装置等を備えてあれば、こういった 事故には繋がらなかったのかなと思うんですけども。

これが有害の物質だったら大変なことになっているわけで、公共の設備として、これが設計、施工上の問題がなかったのかどうか、 その辺の調査はされているんでしょうか。

(高木純一 君) それこそ、今回のようなことが想定できな

議長

(片岡 健 君)上下水道課長。

上下水道

課 長 かったのは若干あれなんですけども、設備的に先ほど説明の中でも

かったのは若干あれなんですけども、設備的に先ほど説明の中でも 申し上げましたように、高水位等が発生した場合は、警報が鳴って、 担当なり管理会社の方に連絡が来て、直ちに対応できる手筈になっ ていますが、何分、時間的に日曜日の深夜ということで、対応の方 が若干遅れたかという反省点もございます。職員なり社員なりが間 に合えば、という想定ですけれども、手動で開けるドレン等も付い ておりますので、そういった施設が使えていれば、若干被害が少な

議員おっしゃったように、有害物質等が流出したということになると、大変なことななると思いますので、その辺のことが今後起こらないように、管理会社あるいは槽のメーカーとも重々協議をしまして、今後このようなことが起こらないようにしていきたいと考えております。以上です。

議長

(片岡健君)9番、亀澤進君。

くて済んだのかなというふうにも考えております。

9番議員

(亀澤 進 君)ということは、こちら側と言いますか、町側の管理ミスという、そういう判断でよろしいんでしょうか。

議長

(片岡健君)副町長。

副町長

(鈴木寿一 君)副町長でございます。ただいまの質問でございますけれども、設計そのものはですね、下水道協会の方で設計をしていただいたいうことと、この施設につきましては、現在国内で使っている下水道の設備ということでありますので、それはメーカーと協会が認めている施設ということでありますので、町のミスということではないと思っております。以上です。

議長

(片岡健君)9番、亀澤進君。

9番議員

(亀澤 進 君)結果的には町の方で、こうした費用を拠出

していくわけでありまして、8,000千円という大きな金額でござい ますので、やっぱりその辺、メーカー、また元請けですか、そちら の方とも今後しっかり協議をして、どのように対応していく、して いくべきではないかと思いますが。

議 長

(片岡 健 君)副町長。

副町長

(鈴木寿一 君)管理につきましては、それこそメーカー、 あるいは委託業者とも協議をいたしまして、今後このようなことが ないような形の中での管理システムというようなものを構築してい くというふうに考えております。以上です。

議 長 (片岡 健 君)他に質疑はありませんか。

5番、吉筋惠治君。

5番議員

| (書筋惠治 君) 関連質問でございますが、普通の一般社会 ですと、メーカーにおいても、こういった槽又は器具においても、 保証というものがいろいろあろうかと思います。この設計の保証、 又は器具についてのメーカーの保証、そういったものはこの施設に かかっていないのか。当然傷んだらこれだけの金額を拠出するわけ ですから、その辺りの責任の所在をはっきりしておくべきじゃない かと。メーカーの保証があってもしかるべきではないかなと私はそ う思います。設計においても。その辺りのことをお伺いします。

議

長 | (片 岡 健 君) 上下水道課長。

課

上下水道 | (高 木 純 一 君) 上下水道課長です。槽の方の保証期間とい うのが、はっきりしなくて申し訳ございません。散水弁の方ですけ れども、これは通常のバルブということで、納入後18箇月、また試 運転後12箇月の保証期間となっております。通常の備品類に近いよ うな形になっております。バルブについての保証期間は以上です。

議 長 (片 岡 健 君) 5 番、告筋惠治君。

5番議員

(吉筋惠治 君) その期間が1年又は1年半ということでご ざいますけれども、一般的に考えますと、これだけの長期間にわた る公共の施設でありますから、それが妥当であるかどうかというの は、私は少し疑問だと思います。

それから槽は水が溜まったり、そういったものが溜まるわけであ りますから、当然水圧なり圧力に耐えられるように施工されている のが当然でありますから、その辺のことについて、私はもう一度協 議をメーカーとすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 上下水道 課

長

(片岡 健 君)上下水道課長。

(高木純一 君)上下水道課長です。ただいまおっしゃった ように、槽について、耐圧がどのように考えられていたか、メーカ ーの方とも相談したいと考えております。

バルブ類、1年から1年半ということですけども、こういったも のについて、どのタイミングで変えたらいいか、なかなか難しい問 題もございます。管理委託業者等とも相談をしているわけでござい ますけども、全ての備品類なり装置類を定期的に変えるとなると費 用もかかりますし、保証期間が来たら交換ということでやっていき ますと、逆に莫大な費用もかかってしまいますので、その辺は例え ば全国的な故障の事例等があれば、注意しながら同じような事故が あれば早期交換すると。今回のように当町で事例が発生した場合は、 当然早めの交換に心がけると、そういった対応をしてまいりたいと 考えております。以上です。

議

(片 岡 健 君) 5 番、告筋惠治君。

5番議員

起こりうる可能性が私はあるかと思います。その辺りも含めて、下 水設備のそういった協議を、今後メーカー、設計会社と詰めておく ことも必要なんじゃないかなというふうに思います。

大変多くの器具類の集合体でございますので、そういうことも含 めて、管理がしっかりなされるよう、協議するということも、公共 施設においては大事ではないかと思います。その辺りのことを是非 よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (片岡 健 君)副町長。

副町長

(鈴木寿一 君) ただいまの質問でございますけれども、い ろいろな器具等、我々が製造しているわけではありませんので、こ

れはメーカーと相談をするしかないかと思います。

ただ、点検という部分につきましては、やはり我々の管理の中でもしていかなければいけないことだというふうには考えております。

告筋議員がおっしゃるように、すべてを完璧にと、あるいは永久 的にというような、金属あるいは部品というのは、なかなか高価に なってしまうというような部分もありますので、やはりこういう施 設については、点検と管理が重要かな、というふうに思っておりま すので、管理については委託もございますので、その辺とも協議し ながら管理をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

12番議員

(片岡 健 君)12番、小沢一男君。

(小沢一男君)この今もらったのを見まして、私も素人なので分かりませんけども、修繕経過の予定ということで、活性炭の交換ということで5,000千円で予算付けをされたんですけども、この活性炭、よく脱臭剤に使われているわけですけども、これだけ大きな浄化槽であって、メリットとかデメリットというのは、何パーセントくらいで、メリットばかりだよ、ということではないと思うんですけども、どのくらいの割合でメリット・デメリットがあるのか、分かりましたら参考までに教えていただきたいと思います。

議 長 上下水道 課 長 (片岡 健 君)上下水道課長。

(高木純一 君)上下水道課長です。メリット・デメリット という、交換のタイミングというような考え方でよろしいんでしょ うか。

計算値によりますと、2年弱程度ということなんですけれども、ただ実際森町浄化センターにおいては、平成21年に稼働したときに、活性炭を入れまして、以降管理会社等でも、その数値等を確認しながら本年度28年3月に初めて1回目の交換を行いました。7年弱、実際は持ったということでございます。ただ、それは生物脱臭塔を通してということでございますので、今回生物脱臭塔も止まって、どのぐらいもつか正直分かりません。1箇月程度という話もあった

ものですから、去る8月29日に1回目の交換をさせていただいたと ころでございます。

今後、この表に書いてありますように、9月12日からFRP、散水栓、オーバーフロー管の設置から微生物の馴養というような手順を追っていくわけですけども、こちら微生物が定着するまで1箇月程度かかるというようなことも聞いておりますので、頃合いを見計らって2回目の活性炭の交換を考えております。

活性炭5,000千円ということで、ご説明いたしましたけども、2,5 00千円を2回分計上ということでございます。以上です。

議長

(片岡 健 君)他に質疑はありませんか。

3番、伊藤和子君。

3番議員

(伊藤和子君)3番、伊藤です。1点だけ質問させてください。7月24日深夜ということですね。12時13分ということですけれども、この時間において対応が遅れてしまったということで、近隣住民の方から異臭等に関して何か苦情等はございませんでしたでしょうか。

議長

| (片 岡 健 君)上下水道課長。

上下水道

課

(高 木 純 一 君)上下水道課長です。異臭に関して、こちら の西原環境の社員、うちの職員が行って確認して、臭気そのものは 幸いなことに施設から外に漏れ出してはおりませんので、住民から の通報はございませんでした。以上です。

議長

一(片岡健君)3番、伊藤和子君。

3番議員

(伊藤和子 君)近隣の住民からの苦情はなかったというものの、こういう事故が起こってしまったということで、私はこれが有害物質でなかったということで、先ほどもお話しございましたように良かったと思います。

ですので、ここは、こういうことが起こったということを、近隣 の住民に対して周知の方をしておくべきではないかと思いますけ ど、その点いかがでしょうか。

議長

(片岡 健 君)上下水道課長。

課 長

上下水道 | (高木純一 君) 上下水道課長です。今おっしゃったことも ごもっともと思いますけども、飽くまで施設から臭気が漏れていな い時点で、住民の方に連絡しますと、誤解といいますか、そういっ たことを招く可能性もありますので、管理会社と相談いたしまして、 臭気が漏れ出す恐れがあるというような段階になれば、また改めて 住民の皆さまに通報することも考えなければいけない思いますけど も、施設内で計測装置などを用いて、漏れ出す恐れがないというこ とが確認できた場合は、無用に混乱を招くこともないと思いますの で、その辺は管理会社等、あるいはうち上部とも相談しながら適切 に対応したいと考えております。以上です。

議 長

3番議員

君) 3番、伊藤和子君。 (片岡健

(伊藤和子 君)私は漏れていなかったから良かった、だか ら住民に混乱を招くから知らせていないのは、私は疑問に思うんで すけども、福島の原発いろいろございましたけども、早い対応が必 要なのではないかと思っております。ここはですね、近隣の住民の 方でもいいですので、町内会において情報公開、集めてお話しする のではなくてもよろしいですので、書面をもって、文章を回すとか それくらいのことを、今後してもいいのではないかなと思いますけ ども、その点いかがでしょうか。

議 長 町

長

(片岡 健 君) 町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただいまの伊藤議員からのご質問でありま すが、今回のこの浄化センターの故障事故につきましては、今まで も申し上げておりますように、特に臭気あるいは汚水等の周辺環境 を害するような状況にはなっていないということであります。

いま例えとして、福島原発の事故のことが出されましたけれども、 あのケースは、放射線の被害が周辺に及ぶ可能性が十分にあるとい いますか、現に及んでいたわけでありますけども、そういったもの が想定されれば、当然、周辺住民あるいは地域に対して情報公開し て注意を促すわけでありますけれども、今回はそのような状況には 陥っていない、そういう可能性もないということを確認しておりま

す

ですので、地域住民に公表するということについては、風評被害を招くあるいは混乱を招くという恐れもありますし、ではどの範囲を地域住民というのか、ということにつきましても、判断も難しいところがございますので、こうして住民の皆さんの代表である議員の前で状況を説明し、ご理解をいただいているところでございますので、もし、伊藤議員が必要であるとお考えになるのなら、伊藤議員のお立場で情報提供をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議 長 (片岡 健 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (片岡 健 君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡健君)「討論なし」と認めます。

これから議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議 長 (片 岡 健 君)起立全員です。

したがって、議案第61号「専決処分の報告承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第62号「森町教育委員会委員の任命について」を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄君)ただいま上程されました、議案第62号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げま

す。

本案は、現教育委員の井口始氏が平成28年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員として任命したく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、亀山鋹男氏の辞職に伴い、平成26年4月1日に就任され、 2年6箇月務めていただきましたが、亀山氏の残任期間が、本年9 月30日までとなっておりましたことから、引き続き10月1日から4 年間の任期をお願いするものでございます。

井口氏は、経歴書のとおり森町谷中に住所を有し、永年、中学校の教員として力を発揮し、磐周管内の中学校の校長をつとめられました。また、西部教育事務所の主席管理主事及び次長兼教職員課長としても活躍され、管内の学校や教職員の指導・育成に当たり、西部地域の教育の充実・振興に貢献されました。教職退職後も、静岡県校長会事務局長に就任し県内の教育行政の中核に携わるなど教育者として歩んでこられました。

教育委員に就任され、平成27年4月からは、教育委員長をつとめられ、経験を生かして本町の教育行政の発展にご尽力をいただいております。人格円満で、幅広い豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方で、経験豊かな教育の実践者の立場から、今後も森町の教育振興に必ず貢献いただけるものと考えますので、教育委員会委員の任命につきまして、議会の同意をいただきたく、ご審議をお願い申し上げます。

議長

(片岡 健 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(片岡 健 君)「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長

(片岡健君)「異議なし」と認めます。

これから議案第62号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長

(片岡 健 君)起立全員です。

したがって、議案第62号「森町教育委員会委員の任命について」 は、同意することに決定しました。

日程第6、議案第63号「森町教育委員会委員の任命について」を 議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長

(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第63号「森町教育委員会委員の任命について」提案理由のご説明を申し上げます。本案は、現教育委員の岡本孝祥氏が、平成28年9月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を森町教育委員会委員として任命したく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏は、平成24年10月1日に就任され、4年1期お務めいただい ております。また、平成26年4月1日から1年間は、教育委員長と して、森町の教育の振興にご尽力いただきました。

岡本氏は、経歴書のとおり森町大鳥居に住所を有し、人格円満、豊かな見識と公平な判断力を持っておられる方であります。また、 日頃から、三人の子どもの保護者としても学校に関わり、PTA活動に献身的なご活動をいただいております。

教育委員には、現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に反映されるよう、必ず1名は含まれなくてはならないことから も適任であり、今後も町の教育振興に貢献していただけるものと確 信しておりますので、教育委員会委員の任命につきまして、議会の 同意をいただきたく、ご審議をお願い申し上げます。

議長

(片岡 健 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君) 平成8年に蔵雲院の副住職ということでご ざいますが、今でも副住職なのでしょうか。

それから、和尚さんということで、不測の事態、お葬式とかが急に出るということもあるですけども、教育委員会の方のお仕事に影響があるというようなことは、考えられませんでしょうか。岡本さんそのものには、反対ではございませんが。そういったお仕事を持っているという中で、どうかなと思うんですけどいかがでしょうか。

議 長学校教育

字仪教育 課 長

(片岡 健 君)学校教育課長。

(西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。ただいまのご質問でありますが、副住職ということでございますけれども、住職であられたお父様がお亡くなりになりまして、そのまま住職になられるということではなく、この秋に正式に、それなりの手続を踏んでなるということは聞いております。

そして、そういった仕事柄、突然仕事がといいますか、そういった行事が入って、定例会ですとかに参加できないことがあるのではないか、ということだと思いますけども、うちの方では定例会につきましては、毎月月の下旬に行っておりますが、年間である程度、日程を定めておりまして、友引の日に定例会を、と最初から組むように努力をしております。そういう中で、きちんと定例会については参加をいただいているというのが現状であります。あと他の件につきましては、そこについては欠席ということもあろうかと思いますけど、現にこの1年、欠席されたということは、1度あったかどうかというくらいで、本当に熱心に教育については取り組んでいただいているという実態でありますのでよろしくお願いします。

議長

(片岡 健 君)8番、西田彰君。

8番議員 | (西田 彰 君) 少し教育委員会の関係で、今説明の中に、 お子さんを育てて、そういった経験もある中で、PTA副会長をや ったりしているので、経験があってよろしいと。また教育に父兄の 意見も反映するということが今説明ありましたけども、教育委員会 の委員の方は、そういった行政側にいろいろ提案するということも できるという解釈でよろしいでしょうか。

議 長 (片岡健君)教育長。

教育長

(比奈地敏彦 君)教育長でございます。今のご質問でござい ますけども、教育委員そのものがですね、基本的なスタンスとして レイマンコントロール、分かりやすく言うと、民意反映ということ

ですので、有識者をふまえて、地域の皆さまの代表、又は保護者 の代表、いろいろな立場、教育関係以外の方が入っておりますので、 それをそれぞれの地域の皆さんが、教育委員会に寄せられる声とか というものが、当然個人的にも上がってきます。それを教育委員会 の中でも提案していただいたりしますし、私の方も地域の声として、 それを教育会議の中などでも、話題にさせていただいておりますの で、民意等については反映していると思います。以上です。

議

(片岡 健 君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (片岡 健 君)「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (片岡 健 君)「異議なし」と認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議

(片岡 健 君)起立全員です。

したがって、議案第63号「森町教育委員会委員の任命について」 は、同意することに決定しました。

日程第7、議案第64号「森町総合計画の策定等に関する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第64号「森町総合計画の策定等に関する条例について」提案理由の説明を申し上げます。これまで総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項において、総合計画の基本部分であります「基本構想」については議会の議決を経て定めることが義務付けられていました。

その後、国における地域主権改革の下で、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の判断に委ねられるようになりました。

総合計画につきましては、町の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、また、まちづくりの長期的な展望を示すものとして、策定することは必要であると考えられ、また、策定に当たり、町民代表であります議会の議決を経ることも重要であると考えられることから、本条例を制定するものであります。

附則につきましては、条例の施行期日を交布の日からとするもの であります。

以上、提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議のほど、お 願いを申し上げます。

議長

(片岡 健 君)日程第8、議案第65号「平成28年度森町一般会計補正予算(第5号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第65号「平成 28年度森町一般会計補正予算(第5号)」について、提案理由の説 明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ197,049千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,433,984千円とするものであります。

第2表、地方債補正につきましては、本年度実施しております森 小学校防災機能強化事業でございますが、当初国庫補助を受けての 実施を予定しておりましたが、補助事業採択の見通しがつかなくな ったため、その財源を起債で対応するため、学校教育施設等整備事 業の限度額の変更をするものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページ、2款1項1目、一般管理費3,486千円のうち、防犯灯設置費補助金2,965千円については、各町内会の防犯灯のLED照明化等への要望が多数であるため、安心安全な住環境を整えるため、補助金の追加をお願いするものでございます。

2項4目、内陸フロンティア推進費5,100千円につきましては、 内陸部への移転企業の受け皿確保区域である中川下地域への企業誘致のため、県企業局と進めております工業用地整備事業について、 事業スケジュールの具体化が進む中、早期誘致実現のため現況測量 等が必要となりましたので、その経費を計上するものでございます。

9・10ページ、4款1項2目、予防費1,800千円につきましては、本年6月に予防接種法施行令等が改正され、定期予防接種の対象疾病(A類疾病)にB型肝炎が追加されたことを受け、当予防接種に係る経費を計上するものでございます。

6目、診療所費100,000千円につきましては、本年度途中の資金 状況を勘案し、森町病院の経営基盤強化のため、繰り出しを行うも のでございます。

6款1項6目、山村振興費2,403千円につきましては、県の中山間地域農業振興整備事業費補助金を活用した、乗用型茶防除機の導入に対する補助金であります。

11・12ページ、7款1項3目、観光費2,500千円につきましては、本年10月に開催される東京都江東区の区民まつりに、森町ブースの出展が可能となりましたので「遠州の小京都・森町」の魅力発信と、併せて特産品のPRを実施し、森町の認知度向上による観光誘客推進とともに、将来的には移住定住の促進につなげるため、積極的な森町のPR実施の経費でございます。

4目、工場誘致対策費2,500千円につきましては、中小企業を中心とした企業進出のニーズに対応可能な、町内の遊休工場等の実態調査を行い、進出可能な工場や土地、またその条件等をデータベース化した資料を作成するための経費でございます。

8款2項2目、道路維持費14,800千円につきましては、緊急性を要する、道路の維持管理、及び舗装補修等に対応するため、追加をお願いするものでございます。

13・14ページ、3目、道路新設改良費51,700千円のうち、町単独 道路改良事業44,200千円につきましては、町道北戸綿工業団地1号 線、及び葛城ゴルフ場線の舗装改良工事、町道戸綿杭瀬ヶ谷線の電 柱移転補償費、また無指定工事費でございます。

社会資本整備交付金(工業団地基盤強化)7,500千円につきましては、町道太田川圃場南4号線の改築工事に係る、仮設迂回道路の整備等と、架空線の移設補償金でございます。

いずれの箇所につきましても、早急な対応が必要でありますので、 今回の補正でお願いするものでございます。

3項2目、河川維持改修費2,100千円につきましては、多量の堆積土砂により、河川の通水能力の低下が顕著となっている排水路等の浚渫のため、重機借り上げ料、無指定工事費をお願いするものでございます。

15・16ページ、4項1目、都市計画総務費3,588千円につきましては、一般住宅の耐震化促進のため、昨年度より補助率の嵩上げを行い普及を図ってまいりました、木造住宅耐震補強計画策定、及び耐震補強に対する助成事業に、当初の想定を超える希望者数の見込みとなったため、補助金の追加をお願いするものでございます。

5目、公園費1,350千円につきましては、太田川親水公園の駐車場舗装修繕や、北戸綿第一公園芝生広場のイノシシ被害の応急復旧対応等により、今後の修繕費に不足が見込まれるため、予算の追加をお願いするものであります。

5項1目、住宅管理費1,300千円につきましては、町営住宅中川団地の排水管漏水、中川第2団地の排水管破損、やざき団地の電気温水器の故障等、早急に対応すべき事案が発生し、今後の修繕費に不足が見込まれるため、予算の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、14款2項2目、教育費国庫補助金18,969千円の減額は、国庫補助を受けて実施を予定しておりました森小学校防災機能強化事業でございますが、補助事業採択の見通しがつかなくなったため、減額をするものであります。

15款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金1,849千円は、山村振興地域茶業振興整備事業補助金に対する県補助金であります。5 目、土木費県補助金1,296千円は、建築物等耐震化促進事業に対する県補助金であります。

18款3項1目、財産区繰入金8,500千円は、町道葛城ゴルフ場線舗装改良工事に対する、飯田財産区からの繰入金であります。

19款1項1目、繰越金188,344千円は、財源調整としての計上であります。

21款 1 項 3 目、教育債14,200千円は、森小学校防災機能強化事業の国庫補助金減額に対する財源として、学校教育施設等整備事業債の追加であります。

以上が「平成28年度森町一般会計補正予算(第5号)」の概要で

ございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

(片岡 健 君)日程第9、議案第66号「平成28年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました、議案第66号「平成28年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,013千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ1,937,749千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、7款1項2目、償還金1,013千円は、平成27年度 の介護給付費に係る社会保険診療報酬支払基金への交付金の精算に 伴う返還金であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、4款1項2目、地域支援事業支援交付金626千円は、地域支援事業費の前年度の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの追加交付金であります。

8款1項1目、繰越金387千円は、歳出予算の補正財源としての 計上であります。

以上、提案の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

(片岡 健 君)日程第10、議案第67号「平成28年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長|(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄 君) ただいま上程されました議案第67号「平成 28年度森町病院事業会計補正予算(第2号)」について、提案理由 の説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第2条で、予算第3条に定めた「収益的収入および支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を100,000千円増額し、304,606千円とし、病院事業収益の予定額を2,757,140千円とするものであります。

この医業外収益100,000千円の増額につきましては、9月に企業 債元利償還金の支払いが予定されており、それに伴う運営資金とし て、一般会計より他会計負担金として増額補正計上するものであり ます。

第3条では、予算第6条で定めた「一時借入金の限度額」を100,000千円減額し、700,000千円とし、第4条では、予算第9条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を100,000千円増額し、440,000千円とするものであります。

以上、申し上げまして提案理由の説明といたします。よろしくご 審議の程お願いいたします。

議長

(片岡 健 君)日程第11、議案第68号「物品売買契約の締結について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただいま上程されました議案第68号「物品売買契約の締結について」提案理由の説明を申し上げます。森町防災行政無線のデジタル化事業は、昭和59年に整備した防災行政無線をデジタル化するための事業であり、平成26年度から3年計画で行っており、本年度は、その3年目になります。初年度は電波調査及び設計等を行い、昨年度は基地局を整備したところでございます。

本契約の目的につきましては、副統制台の整備と移動局である無線装置について、半固定型無線機41台、車載型無線機16台、携帯型無線機69台の計126台を整備するものであります。

防災行政無線は、災害対策本部の統制局及び移動局等が、中継基 地局と相互に通信しますが、この無線機器は、メーカーごとに開発 していますので、他社製品を利用した場合その動作保証ができませ ん。

したがいまして、基地局の設置業者である、名古屋市東区東桜一丁目14番11号を事務所所在地とする、パナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー中部社と134,028千円で物品売買契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、納入期限といたしましては、平成29年2月28日までとして おります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長

(片岡 健 君)これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君) 134,028千円ということで、単純に割ると 1台1,000千円ぐらいになります。1,000千円以上になります。半固定が41台、自動車積載が16台、個別の小さいのが69台、ということでありますが、この金額でいくと半固定が相当高いものではないかなと思うんですけども、その辺の内訳をお教えください。

議 長

(片岡 健 君) 防災監。

防災監

(富田正治 君)防災監です。ただいまのご質問についてご 説明させていただきます。半固定装置の機器ですが、無線装置がお よそ830,000円、それにアンテナと配線費用がかかるということで す。車載型については無線機が579,000円、それにアンテナと工賃。 車載型携帯無線機が720,000円。携帯無線機については単体で374,5 00円程度ということで、見積もりとして上がってきております。

それと無線機と別で、副統制台がありますので、副統制台の費用 は126台で割り戻した金額を除いた金額で計算していただきたいと 思います。以上です。

議長

(片岡健君)8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君)こういった無線機ですので、トータルでいくとパナソニックですか、そこに頼まなければいけないということで、随意契約という形になるかと思うわけですけども、他のメーカーで、もし見積もりをとったらこのくらいの値になるんですか。本当にすごい金だと思うですけどもどうでしょう。

議長

(片岡 健 君)防災監。

防災監

(富田正治 君)他のメーカーで見積もりをということなんですが、この事業は平成26年から3年間で、昨年度基地局を整備したものでございます。昨年度の整備したところが、パナソニックですので、その機器以外で、OEMというか、会社から直接作った機器ですので、別の機械を持ってきてそれで通信ができるかというと、そうではありませんので、このパナソニック社の無線機のみで見積もりをとらせていただきました。

議長

(片岡 健 君)8番、西田彰君。

8番議員

(西田 彰 君)私の質問は、他のメーカーでは使えないというのは分かっています。だけど、三洋とか三菱とかでやったら、どのくらいの金額のものが出ているのですかということで、そういったものも調べたのかどうか。

議長

(片岡 健 君) 防災監。

防災監

(富田正治 君)他のメーカーでということなんですが、それにつきましては、平成27年度の事業のときに、基地局を一般競争入札で競争させておりますので、そのときに検討したものと考えております。以上です。

議長

(片岡 健 君) 9番、亀澤進君。

9番議員 | (亀澤 進 君) 今回携帯型が69台ということですけど、こ の携帯型の形状がもし分かったら教えてください。

議 長 (片岡健君)防災監。

防災監

(富田正治 君)防災監です。形状はトランシーバ型と同じ ような形で、高さ20センチくらい、幅5センチくらいの片手で持て る形の携帯無線機になっています。

詳しくということなんですが、出力については5ワットの出力に なっています。通常は充電タイプで、動かすようになっております。 サイズについては、片手で持ち運べる程度の、高さ15センチぐらい、 幅が5センチ程度という形になろうかと思います。以上です。

議 長 (片岡 健君)9番、亀澤進君。

9番議員

(亀澤 進 君) ちょっと聞いた話では予想よりもだいぶ大 きいような、そんなに手軽に持ち運びできるようなものでもないよ うなお話も聞いたんですけど、重量もあるんじゃないかなと思うん ですが、金額も1台当たり高いものですから、今の大きさでいくと、 携帯電話よりも十分大きいと。昔のトランシーバくらいの大きさな のかなと。トランシーバ自体も、今は携帯電話くらいのサイズで十 分ありますので、この行政無線につきまして、携帯型が必要以上に 大きいじゃないかな、という感じがありますけど、今詳しい寸法や 重量とかがわからないでしょうかね。

議 長

一 (片岡 健 君) 防災監。

防災監

(富田正治 君)細かなカタログが手元にございませんので、 後ほど議員さんの方にお渡ししたいと思います。よろしくお願いし ます。

議 長 (片岡健君)他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議 長 (片岡 健 君)「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

発言する者なし)

議 長 (片 岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 (片岡 健 君)起立多数です。

したがって、議案第68号「物品売買契約の締結について」は、原 案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

(午前10時45分 ~ 午前11時00分 休憩)

議 長 (片 岡 健 君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、認定第1号「平成27年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第19、認定第8号「平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」まで認定8件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議 長 (片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました、認定第 1号から第8号までの各会計決算について説明を申し上げます。

平成27年度につきましては、森町合併60周年の節目の年でありまして、記念式典、各種記念事業とともに、ロゴマーク制定やご当地体操、森町賛歌など多くの町民の皆さま方と一体となった取り組みができましたことは、大変意義深いことであったと感じております。また、村松町政16年の総まとめの一年として、各種事業に取り組むことができたことは、町政を引き継ぎました私にとりましても、大変喜ばしいことでありまして、ご理解とご協力をいただきました皆さま方に、厚くお礼申し上げます。

最初に認定第1号「平成27年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」申し上げます。一般会計決算の概要につきましては、「一

- 28 -

般会計決算説明資料」を作成いたしましたので、お手元の説明資料 に沿って説明させていただきます。なお、読み上げは千円単位まで とさせていただきます。最初に1ページをご覧ください。

決算規模は、歳入総額9,732,088千円、歳出総額8,720,887千円となり、前年度と比較しますと、歳入では748,995千円増加し、プラス8.3パーセント、歳出では、707,533千円増加し、プラス8.8パーセントとなりました。

歳入予算に対する歳入決算の比率は105.4パーセント、歳出予算に対する執行率は94.5パーセントとなっております。これは行政無線デジタル化事業、臨時福祉給付金給付事業、情報セキュリティ強化対策事業等、予算総額で250,345千円を、平成28年度へ繰り越したことに起因するものでございまして、平成28年度へ繰り越しました事業を除いた、歳出予算に対する執行率は97.1パーセントとなっております。

次に3ページをご覧ください。歳入から歳出を差し引いた形式収支(C欄)は1,011,200千円で、前年度に比べ41,462千円増加し、プラス4.3パーセントとなりました。

次に、実質収支(E欄)は、情報セキュリティ強化対策事業、地方創生加速化交付金事業、個人番号カード交付事業、臨時福祉給付金給付事業、子ども・子育て支援システム改修事業、町単独道路改良事業、防災・安全交付金事業、行政無線デジタル化事業、現年発生林道補助災害復旧事業を、一部平成28年度に繰り越しましたので、翌年度に繰り越すべき財源(D欄)35,241千円を差し引いて、975,959千円となります。

また、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年 度収支(F欄)は、57,007千円の黒字となっています。

平成28年度への繰越金(L欄)については、今後の財政需要を考慮し、150,000千円の決算積立(K欄)を行い、825,959千円を繰り越すものであります。

続いて決算の概要を歳入から申し上げます。1ページにお戻りく

ださい。

1款、町税は2,462,253千円で、前年度に比べ159,567千円減少し、マイナス6.1パーセントとなりました。これは、長く続いていた景気の低迷に回復の兆しが見えてきていたものの、個人町民税課税対象者の減少や、大手法人の経費算入により法人税の大幅な減少等による町民税の減少。加えて、償却資産の増加はあるものの、3年に1度の固定資産の評価替による影響から、固定資産税が減少したこと等によるものであります。

2款、地方譲与税は115,452千円となり、前年度に比べ5,145千円 増加し、プラス4.7パーセントとなっております。

6款、地方消費税交付金は、消費税率引上げに伴う増額が通年分となったことを受け、384,939千円で前年度に比べ65.8パーセントの増、

7款、ゴルフ場利用税交付金は76,218千円でマイナス0.1パーセントと減、

8款、自動車取得税交付金は、エコカー減税対象の厳格化等により29,621千円でプラス70.7パーセントと大幅な増、

10款、地方交付税は1,885,573千円で、前年度に比べ37,776千円増加し、プラス2.0パーセントとなりました。主な理由としましては、清掃センター解体撤去、天竜浜名湖鉄道森町病院前駅設置等による、特別交付税の交付総額が減少したものの、人口減少等特別対策事業費の新設により基準財政需要額が増加し普通交付税が増額したこと等によるものでございます。

14款、国庫支出金は785,464千円で、前年度に比べ15,041千円増加し、伸び率ではプラス2.0パーセントとなっております。これは、スマートインターチェンジ関連事業への社会資本整備交付金、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金等の減少はあるものの、総合体育館建設に係る学校施設環境改善交付金、保育園運営費負担金、公共土木施設災害復旧費負担金等の増加によるものです。

15款、県支出金は467,654千円で、前年度に比べ39,338千円増加

し、伸び率ではプラス9.2パーセントとなっております。これは、 天竜浜名湖鉄道森町病院駅設置事業費補助金等の減少はあるもの の、避難所等太陽光発電設備導入推進事業費補助金、緊急地震・津 波対策交付金等の増加等によるものです。

18款、繰入金は512,649千円で、前年度に比べ340,564千円増加し、伸び率ではプラス197.9パーセントとなりました。これは、総合体育館建設事業に係る基金繰入金、防災対策事業等に係る緊急地震対策基金繰入金、及び財政調整基金繰入金の増額等によるものであります。

21款、町債は439,100千円増加し、1,737,200千円となり、前年度に比べ33.8パーセントの増加となりました。これは、拠点防災倉庫建設や行政無線デジタル化事業に係る消防債、総合体育館建設等に係る教育債の増加等によるものであります。

次に自主財源についてでありますが、4ページ以降の表をご覧ください。歳入における自主財源比率は43.2パーセントで、前年度より3.1ポイントの減となっております。これは、町税及び財産収入等の減少、繰入金等の増加により自主財源が増加となったものの、地方消費税交付金、町債等の依存財源が増加したことによるものであります。主な自主財源であります町税の歳入決算額に占める構成比は25.3パーセントとなりました。

次に歳出でございますが、款、項、目、節の決算額は、お手元の 決算書でご覧のとおりでございますので、性質別区分による分析に 基づいて申し上げます。説明資料4ページの下段、歳出性質別経費 比較の表をご覧ください。なお、単位は千円単位となっております ので、ご承知ください。

歳出に占める人件費、物件費、扶助費、補助費、公債費等の経常的経費(小計の $1\sim6$)でございますが、経常的経費は5,542,637千円で、構成比は63.6パーセントとなり、前年度比で3.5ポイント下回っております。

また、10の投資的経費は2,154,060千円で、同じく構成比では24.

7パーセントとなり、前年度に対し4.7ポイント上回っております。

経常的経費のうち、1の人件費は1,157,423千円で、前年度より27,511千円の減となっております。また、経常収支人件費比率におきましては、7ページ中段のグラフにありますように22.1パーセントと、前年度の22.6パーセントを0.5ポイント下回っております。

4ページに戻りまして、需用費、備品購入費、委託料等、2の物件費は1,130,740千円で、前年度に比べ157,974千円の増、伸び率ではプラス16.2パーセントとなりました。増加の主な要因としましては、拠点防災倉庫等に保管する防災資機材の購入費、総合体育館建設に係る諸備品購入費、旭が丘中学校区給食拠点調理場調理等委託料、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業等の増加によるものであります。

4の扶助費は958,728千円で、前年度に比べ39,719千円増加し、 伸び率ではプラス4.3パーセントとなりました。これは、小規模保 育所給付費の皆増、保育園委託料等の増加によるものです。

5の補助費等は1,599,827千円で、前年度に比べ148千円減少しております。これは、天竜浜名湖鉄道森町病院前駅設置事業、老人医療制度精算に係る償還金等の減少はあるものの、森町プレミアム付商品券発行事業補助金や、工場誘致対策費の環境対策費負担金、袋井消防署山梨分遣所の新設に伴う消防分担金の増加等によるものであります。

6 の公債費は608,435千円で、前年度に比べ6,806千円減少しました。

投資的経費のうち10の(1)普通建設事業費は2,061,618千円で、前年度に比べ517,520千円増加し、伸び率ではプラス33.5パーセントとなっております。これは、天竜浜名湖鉄道森町病院前駅設置に関連した施設整備、清掃センター解体撤去等の減少はあるものの、総合体育館建設事業、拠点防災倉庫建設事業、行政無線デジタル化事業等の各種事業への取り組みによる増加でございます。

次に、普通会計における各指標等について申し上げます。説明資

料の6ページの下段をご覧ください。

基金の年度末現在高については2,842,205千円で、前年度に比べ3 28,846千円の減、伸び率ではマイナス10.4パーセントとなっております。このうち、財政調整基金につきましては、前年度に比べ、40,107千円減の2,053,753千円となっております。また、総合体育館建設基金については234,469千円を取り崩し、その他の基金については、各事業の財源として各基金の一部を取り崩しております。

続きまして、7ページをご覧ください。年度末における町債の現在高は、前年度に比べ1,202,310千円増加し、8,413,725千円となっております。

この要因は、拠点防災倉庫整備事業及び行政無線デジタル化事業等に伴う消防債の増加、総合体育館建設事業に伴う教育債の増加、更に臨時財政対策債が174,663千円増加し、3,951,708千円となっておりますが、臨時財政対策債は元金・利子が全額交付税措置されるものであることを申し添えます。

また「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づきました実質公債費比率は、8.5パーセントとなっており、前年度と同率であります。

なお、この比率が18パーセント以上となると地方債が許可制となり、公債費負担適正化計画を策定しなければなりませんが、十分、 健全な数値と判断しております。

以上が、認定第1号「平成27年度森町一般会計歳入歳出決算」と 普通会計における各指標の概要でございます。

次に特別会計の決算について説明いたしますので、お手元の決算 説明資料の「会計別決算一覧表」も併せてご覧ください。

最初に、認定第2号「平成27年度森町国民健康保険特別会計歳入 歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。なお、以 下の特別会計についても読み上げは千円単位までとさせていただき ます。

決算規模は、歳入総額2,354,553千円、歳出総額2,265,713千円と

なり、前年度に比べて歳入では264,787千円増加し、プラス12.7パーセント、歳出では253,481千円増加し、プラス12.6パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は101.1パーセント、歳出予算 に対する執行率は97.3パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を引いた差引残額は88,839千円で、天災その他特別の事情により、その支払に不足を生じた場合の資金に充てるため、5,000千円を保険給付等支払準備基金に積み立て、残りの83,839千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の7・8ページ をご覧ください。

1 款、国民健康保険税は481,837千円で、前年度に比べて22,690 千円減少し、マイナス4.5パーセントとなっております。

3款、国庫支出金は432,016千円で、前年度に比べて23,979千円減少し、マイナス5.3パーセントとなっております。

- 9・10ページ、4款、療養給付費等交付金は112,527千円で、前年度に比べて28,804千円減少し、マイナス20.4パーセントとなっております。
- 11・12ページ、9款、繰入金は156,124千円で、前年度に比べて1 1,069千円増加し、プラス7.6パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。17・18ページをご覧ください。

2款、保険給付費は、1,363,407千円で、前年度に比べて23,115 千円増加し、プラス1.7パーセントとなっております。

21・22ページ、3款、後期高齢者支援金等は278,498千円で、前年度に比べて8,902千円増加し、プラス3.3パーセントとなっております。これは、後期高齢者医療制度に対して拠出するもので、2款、保険給付費と、3款、後期高齢者支援金等を合計すると1,641,905千円で、歳出総額の72.5パーセントを占めております。

なお、森町の1人当たりの年間医療費については、一般被保険者が317,611円で、県平均の328,171円を10,560円下回り、県全体では

28位、退職被保険者が298,535円で、県平均の354,421円を55,886円 下回り、県全体では31位となっております。

以上、認定第2号「平成27年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第3号「平成27年度森町後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算認定について」提案理由の説明を申し上げます。後期高齢 者医療特別会計については、町内在住の75歳以上を対象とした後期 高齢者医療制度の被保険者から保険料を徴収し、医療給付等を行う 静岡県後期高齢者医療広域連合に納めるものであります。

決算規模は、歳入総額185,244千円、歳出総額184,533千円となり、前年度に比べて歳入では3,961千円減少し、マイナス2.1パーセント、歳出では4,276千円減少し、マイナス2.3パーセントとなっております。

歳入予算に対する歳入決算の比率は93.5パーセント、歳出予算に対する執行率は93.1パーセントとなっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた差引残額711千円を翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、歳入から申し上げます。事項別明細書の5・6ページ をご覧ください。

1 款、後期高齢者医療保険料は134,078千円で、前年度に比べて6,624千円減少し、マイナス4.7パーセントとなっています。

3款、一般会計繰入金は50,497千円で、前年度に比べて2,269千円増加し、プラス4.7パーセントとなっております。

次に歳出について申し上げます。9・10ページをご覧ください。

1款、後期高齢者医療広域連合納付金は、184,421千円で、前年度に比べて4,214千円減少し、マイナス2.2パーセントで、歳出総額の99.9パーセント以上を占めています。

以上、認定第3号「平成27年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第4号「平成27年度森町介護保険特別会計歳入歳出決

算認定について」提案理由の説明を申し上げます。決算規模は、歳入総額2,225,241千円、歳出総額2,059,328千円で、歳入予算に対する歳入決算の比率は104.1パーセントであり、歳出予算の執行率は96.3パーセントとなっております。

歳入総額から歳出総額を差し引いた収支は165,912千円であります。

それでは、歳入から申し上げます。決算事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、保険料は372,937千円で、65歳以上の第1号被保険者の保 険料であります。

3款、国庫支出金580,738千円と、4款、支払基金交付金536,730 千円及び、7・8ページの5款、県支出金350,338千円については、 それぞれ、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの介護給付費負 担金、地域支援事業交付金等であります。

7款、繰入金は280,031千円で、町からの介護給付費負担金、事務費負担金、地域支援事業、低所得者保険料軽減に係る繰入金、及び保険給付支払準備基金からの繰入金であります。

9・10ページ、8款、繰越金は97,545千円で、平成26年度からの 繰越金であります。

10款、諸収入は6,917千円で、介護予防サービス計画作成料等であります。

続いて、歳出について申し上げます。13・14ページをご覧ください。

1款、総務費は23,944千円で、介護保険の被保険者資格管理、保 険料徴収、被保険者証交付、システム改修及び要介護認定等の事務 に係るものであります。

2款、保険給付費は1,873,107千円で、要介護認定者等の介護サービス利用に係る介護給付費、介護給付審查支払手数料、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費及び、高額医療合算介護サービス等費で、歳出総額の91.0パーセントを占めております。

15・16ページ、3款、地域支援事業費は58,777千円で、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防事業等に係るものであります。

19・20ページ、4款、介護予防支援事業費は2,589千円で、介護予防サービス計画業務委託料等に係るものであります。

21・22ページ、7款、諸支出金100,908千円は、保険料の過年度 還付金、国・社会保険診療報酬支払基金・県・町からの負担金等の 精算による返還金及び、介護予防サービス計画作成料の精算に伴う 繰り出しであります。

以上、認定第4号「平成27年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」申し上げました。

次に、認定第5号「平成27年度森町公共下水道事業特別会計歳入 歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

平成27年度においては、主要事業として森町浄化センターの維持 管理業務、及び汚水管渠の実施設計と築造工事を実施しました。

歳入総額は663,103千円、歳出総額は566,374千円で、歳入歳出差 引残額は96,728千円となります。それでは、歳入から主なものを申 し上げます。決算書事項別明細書の5・6ページをご覧ください。

1款、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金で調定額31,895千円に対し、収入済額は31,213千円で、差引額は681千円となりますが、この額から不納欠損額100千円を差し引いた581千円が収入未済額となります。未済額の内容としては、分割納付中の未納者9名分でございます。

2款、使用料及び手数料は、公共下水道使用料と公共下水道手数料で、調定額36,767千円に対し、収入済み額は36,397千円で、収入未済額が369千円でございます。未済額の内容としては、公共下水道使用料の、平成24~27年度分の未納者39名分でございます。

3款、国庫支出金は128,200千円で、水の安全・安心基盤整備総 合交付金でございます。

4款、繰入金は、一般会計繰入金で167,182千円、

5款、町債は、公共下水道整備事業債で220,000千円でございま

す。

6款、諸収入は、延滞金、預金利子、雑入で合計16,227千円でご ざいます。

7・8ページ、7款、繰越金は、前年度繰越金で63,882千円でご ざいます。

続いて、歳出についてご説明いたしますので、9・10ページをご覧ください。

1款、下水道事業費444,109千円の内、主なものは、11・12ページ、2項1目、下水道建設事業費の汚水管渠実施設計等業務委託料53,444千円、汚水管渠築造工事の当年度分273,877千円、下水道管渠築造工事補償金56,439千円でございます。

2款、公債費は、町債元金償還金と利子償還金で122,265千円で ございます。

以上が認定第5号、平成27年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算状況でございます。

また、供用開始区域内の下水道接続状況ですが、平成28年3月末現在で、2,382人に下水道を利用していただいており、約56.0パーセントの接続率でございます。今後も接続率を高めるため、加入促進に努力してまいる所存でございます。

次に、認定第6号「平成27年度森町大久保簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

なお、以下の3特別会計につきましては、円単位まで読み上げさせていただきます。

本会計の歳入総額は1,475,418円、歳出総額は1,072,621円で、差 引残額402,797円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数65戸分の使用料と繰越金でございま す。歳出は一般管理費と財産管理費でございます。

次に、認定第7号「平成27年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は2,426,217円、歳出総額は1,883,980円で、差引残額54

2,237円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数73戸分の使用料と一般会計繰入金及 び繰越金でございます。歳出は、一般管理費と財産管理費及び公債 費でございます。

次に、認定第8号「平成27年度森町大河内簡易水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は185,476円、歳出総額は137,397円で、差引残額48,079 円を翌年度に繰り越すものでございます。

歳入の主なものは、給水戸数15戸分の使用料と繰越金でございます。

歳出は、一般管理費と財産管理費でございます。

当年度において、いずれの簡易水道事業も順調に運営することが できました。

しかし、今後におきましては、給水人口の減少や施設の老朽化など課題も多く、経営も厳しくなることが予想されますが、地域住民の期待に応えるべく努力してまいりたいと考えております。

以上、認定第1号から8号まで一括して説明申し上げましたが、 よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

(片岡 健 君)監査委員から発言があれば、発言を許しま す。

花嶋代表監査委員。

代 表 監査委員

(花嶋 勇 君)監査委員の花嶋でございます。一般会計及び特別会計の決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成27年度森町一般会計歳入歳出決算及び平成27年度森町国民健康保険特別会計外6特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月19日・22日・25日・26日の4日間、中根幸男監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、 決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書その 他関係諸帳簿につきまして、関係法令に準拠して調製されているか、 財政運営は健全か、財産の管理は適正か、更に予算が適正かつ効率 的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類と の照合をいたしますとともに、関係職員から説明を聴取するなどの 方法により行いました。

審査の結果でございますが、各会計の決算書及び調書類は関係法令に準拠して作成をされておりまして、違法、不適切、あるいは計数の誤りは認められず、また関係諸帳簿、証書類の処理も適正であると認められたところでございます。

なお、審査の概要と所見を「決算審査意見書」として提出をして ございますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございま す。

議 長

(片岡 健 君)日程第20、認定第9号「平成27年度森町水道事業会計決算認定について」及び日程第21、認定第10号「平成27年度森町病院事業会計決算認定について」以上、2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長

(片岡 健 君)本案について提案理由の説明を求めます。 町長、太田康雄君。

町 長

(太田康雄君)ただ今一括して上程されました、認定第9 号及び第10号の各会計決算について説明を申し上げます。

最初に認定第9号「平成27年度森町水道事業会計決算認定について」申し上げます。まず、決算書16ページをご覧ください。

平成27年度の業務状況でございますが、年度末給水人口は16,790人、給水戸数6,060戸、年間総配水量2,625,953立方メートル、年間有収水量2,163,639立方メートル、有収水量率82.39パーセントとなっています。

これらの数値を前年度と比較しますと、給水人口では171人の減、 給水戸数では6戸の増、年間総配水量では15,327立方メートルの増、 年間有収水量は48,949立方メートルの減となり、有収水量率は前年度と比較すると2.36ポイントのマイナスでございます。

これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

20ページから22ページの第3条予算の収益的収支でございますが、消費税を除いた総収益では、前年度対比5.5パーセント減収の312,740千円、総費用では、前年度対比4.6パーセント減の295,881千円で、差引16,859千円の純利益が生じました。

次に、23ページの第4条予算の資本的収支でございますが、資本 的収入としましては、下水道事業に伴う仮設配水管布設工事(下宿 ・川原町工区)外8件の工事負担金等で、合計159,087千円となり ました。

資本的支出といたしましては、職員2名分の人件費と、町道森宮 線配水本管布設替工事外14件の工事請負費、企業債償還金等で、合 計231,564千円を支出しました。

この結果、支出超過となりましたので、この補てん財源といたしまして、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって充当いたしました。

以上が、認定第9号「平成27年度森町水道事業会計の決算状況について」でございますが、今後も各施設の使用効率を高め、有収水量の向上と経費の節減を図り、来るべき工事に備え現金の内部留保に努め、今後の経営基盤の確立を図り、安価で安全な水の安定供給と経営の健全化に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第10号「平成27年度森町病院事業会計決算認定について」説明申し上げます。まず、決算書附属資料 9 ページをご覧ください。

平成27年度の事業報告でありますが、当年度は、第3次経営改革 プランの初年度であり、目標管理、目標達成に向けて取り組んでま いりました。しかしながら、年度当初からの医師数の減少等の影響 もあり、医業収益で前年対比マイナス2.2パーセントとなりました。

一方、医業費用では、薬品費等の材料費や光熱水費、燃料費等の

経費の減少により前年対比マイナス2.8パーセントとなり、経常収支比率、医業収支比率など経営指標においては、前年度を上回る結果となりました。

急性期病棟につきましては、一昨年6月導入の「地域包括ケア病床」を徐々に拡大し、本年3月からは2病棟を「地域包括ケア病棟」としたことで、機能別病棟運営へと変わり、病床利用率の維持とともに安定的な入院収益の確保が図られつつあります。

また、在宅医療につきましては、在宅医療支援室を中心に、多職種合同カンファレンスや在宅医療講演会の開催、在宅医療コーディネーターの育成などに引き続き取り組んでまいりました。

開設後4年を経過した森町家庭医療クリニックについては、認知 度の上昇や、巡回診療等の取り組みもあり、外来患者数、在宅訪問 患者数ともに増加しております。

それでは、平成27年度の患者動向及び収支状況について、申し上 げます。附属資料14・15ページをご覧ください。

まず患者の動向でありますが、入院患者数は年間延べ数で43,269人となり、対前年度比では、1,486人の増、率で3.6パーセント増加しております。一日平均では、118.2人で、対前年度比3.7人増加し、病床利用率は前年度を2.8ポイント上回る90.2パーセントとなりました。これは、低調であった前年度に比べ、整形外科等の入院患者が増加したためと分析しています。

外来患者数は年間延べ数で86,506人となり、対前年度比では3,577人の減、一日平均では13.2人減少し、356人となり、訪問看護ステーション、家庭医療クリニックの患者数を除き減少傾向にあります。 次に収支状況でありますが、これからの説明の金額は、千円単位までとさせていただきます。

19ページから22ページの、第3条予算の収益的収支の状況でありますが、病院事業収益は2,778,903千円で、前年度に対し41,605千円減少し、伸び率ではマイナス1.5パーセントとなりました。

このうち、医業収益は2,346,038千円で、前年度に対し53,517千

円減少し、伸び率はマイナス2.2パーセントとなりました。この減少要因としましては、年度当初からの内科医師1名減や異動による影響で、入院・外来収益とも減少したことによるものであります。

医業収益の内訳では、入院収益が1,496,778千円で、対前年度13,064千円減少し、伸び率はマイナス0.9パーセントとなりました。また、外来収益は722,476千円で、対前年度45,868千円減少し、伸び率はマイナス6.0パーセントとなりました。

医業外収益は、430,919千円で、対前年度13,894千円増加し、伸び率はプラス3.3パーセントとなりました。

次に、病院事業費用は2,946,797千円で、対前年度265,361千円減少し、伸び率はマイナス8.3パーセントとなりました。このうち医業費用は2,776,771千円で、対前年度81,053千円減少し、伸び率はマイナス2.8パーセントであります。

この結果、決算書5ページの経常損失は、156,456千円の計上となり、特別利益と特別損失を加減した当年度純損失は167,894千円の計上となりました。

続きまして附属資料23ページをご覧ください。

第4条、予算の資本的収支の状況を説明申し上げます。先に下段、 資本的支出から説明いたします。総額は339,313千円で、建設改良 費として37,715千円を執行しました。

その主な内訳として、医療ガス監視装置の設備更新に9,610千円、 画像情報システム及び放射線情報システムのサーバ更新などの備品 に25,033千円を支出したものであります。

また、企業債償還金は301,598千円となりました。

次に上段の資本的収入は、資本的支出に伴い算出された他会計出 資金として181,842千円を繰入し、建設改良費の財源としての企業 債で31,600千円を収入としました。

以上、認定第9号及び第10号を一括して説明申し上げましたが、 よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 (片 岡 健 君) 監査委員から発言があれば、発言を許しま

す。

花嶋代表監查委員。

代 表監查委員

(花嶋 勇 君)監査委員の花嶋でございます。企業会計の 決算審査について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長より審査に付されました平成27年度森町水道事業会計決算及び平成27年度公立森町病院事業会計決算につきまして、去る6月27日、中根幸男監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、両事業会計の決算書、附属書類等につきまして、その事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証いたしますとともに経済性の発揮及び公共の福祉の増進が図られているかどうかに主眼をおき、会計帳簿・証拠書類との照合、点検及び関係職員から説明を聴取するなどの方法により行いました。

審査の結果でございますが、両事業会計の決算書及び附属書類は 関係法令に準拠して作成をされており、計数の誤りは認められず、 経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められたとこ ろでございます。

なお、審査の概要と所見をそれぞれの会計の「決算審査意見書」 として提出をしてございますので、よろしくお願いをいたします。 以上です。

議 長

(片岡 健 君)以上で、本日の日程は全部終了しました。 次回の議事日程の予定を報告します。

9月9日午前9時30分、本会議を開会し、各議案に対する質疑、並びに委員会付託を行います。

本日は、これで散会します。

(午前11時59分 閉会)